（その１）　※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

千葉県選挙管理委員会 -1,5,28 千選管 第　号

収支報告書（平成 30 年分）

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☑ 政党の支部	☐ 政党
☐ その他の政治団体（後援会等）	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2第１項の規定による政治団体

（ふりがな）（じゆうみんしゅとうちばけんだいよんせんきょくしぶ）

1　政治団体の名称　自由民主党千葉県第四選挙区支部

2　主たる事務所の所在地　千葉県船橋市湊町1-2-21　ｹｲｼﾞｲﾋﾞﾙ201号室

3　代表者の氏名　木村　哲也

4　会計責任者の氏名　田草川　勇

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	
☑ 同一の都道府県の区域内	

問合せ先

（担当者）　田草川　勇

（電話）　047-433-3088

【留意事項】
国会議員関係政治団体については，1万円を超える支出を記載し，コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお，すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体の区分
（政治資金規正法第１９条の７第１項）
☑ 第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 第２号に係る国会議員関係政治団体
・公職の候補者の氏名　木村　哲也
・公職の種類　衆議院小選挙区選出議員
（該当する方に○→）　（現職）
・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
☑ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

資金管理団体の指定の有無
☑ 無
☐ 有
（以下　指定「有」の場合のみ記載）
・公職の種類
（該当する方に○→）　（　現職　・　候補者　）
・資金管理団体の届出をした者の氏名
・資金管理団体の指定の期間
☐ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

注意
（1）この表紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
（2）記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
（3）提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

（下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと）

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
1 8 6 0 6 0	3 0	0 1 0 5 2 8	¥37,377,734－

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）宣誓書は提出しなければならない。

１．収支の総括表

				十億	百万	千	円
(1) 収入総額（①+②）	0	1	0		79,	802,	110
①（前年からの繰越額）	0	2	0		34,	139,	911
②（本年の収入額＝A+B+C+D+E+F+G）	0	3	0		45,	662,	199
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）	0	4	0		42,	424,	376
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）	0	5	0		37,	377,	734

２．収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、０１０～０５０の欄にはすべて記入すること。

(1) 個人の負担する党費又は会費

				十億	百万	千	円
金額 A	0	6	0		1,	713,	000
員数	0	7	0			1,	060人

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	行番			金額 十億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附	0	8	0		2,	055,	000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	9	0					
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0		14,	199,	000	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附	1	1	0				0	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ア）+（イ）+（ウ）	1	2	0		16,	254,	000	080～110の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0					内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0					内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B（ア＋イ）	1	5	0		16,	254,	000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。
※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その７－１）　　個　　人

（7）寄附の内訳（個人）									寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			徳田　孝一			180,	000		千葉県船橋市丸山4-52-10	会社役員	
						20,	000	H30. 1. 11			
						20,	000	H30. 2. 14			
						20,	000	H30. 3. 13			
						20,	000	H30. 4. 11			
						20,	000	H30. 5. 11			
						20,	000	H30. 6. 12			
						20,	000	H30. 7. 11			
						20,	000	H30. 11. 6			
						20,	000	H30. 12. 6			
			川村　貢			100,	000		千葉県柏市塚崎1019-14	会社役員	
						25,	000	H30. 4. 2			
						25,	000	H30. 5. 1			
						25,	000	H30. 6. 1			
						25,	000	H30. 7. 3			
8	0	0	この頁の小計			280,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計				0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に　特　と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

（その７－１）　　個　　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			川村　貢			25,	000	H30. 8. 10	千葉県柏市塚崎1019-14	会社役員	
			海老澤　清			60,	000	H30. 7. 2	千葉県船橋市三山4-8-1	会社役員	
			若狭　忠男			100,	000	H30. 10. 22	千葉県船橋市飯山満町1-1386-1	会社役員	
			矢部　智之			50,	000	H30. 11. 26	千葉県船橋市市場3-12-34	司法書士	
			矢部　ひとみ			50,	000	H30. 11. 26	千葉県船橋市市場3-12-34	司法書士	
			新村　圭代			20,	000	H30. 11. 13	千葉県松戸市六実3-9-2-608	会社員	
			小山　理恵			20,	000	H30. 11. 13	千葉県船橋市二和東5-27-7	会社員	
			星野　仁			10,	000	H30. 10. 25	千葉県船橋市旭町2-5-1	会社役員	
			鈴木　隆			20,	000	H30. 11. 13	千葉県船橋市東船橋5-12-7	会社役員	
			小川　和人			200,	000	H30. 12. 26	千葉県千葉市緑区あすみが丘5-52-4	医師	
			木村　本治		1,	200,	000		千葉県船橋市行田1-39-1	会社役員	
						300,	000	H30. 10. 25			
						600,	000	H30. 11. 25			
						300,	000	H30. 12. 25			
8	0	0	この頁の小計		1,	755,	000				
8	1	0	その他の寄附			20,	000	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計		2,	055,	000	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に　特　と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）								寄附者の区分		法人その他の団体	
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			木村建設工業㈱		1,	200,	000		千葉県船橋市西船4-14-12	木村　本治	
						200,	000	H30. 2. 20			
						100,	000	H30. 3. 20			
						100,	000	H30. 4. 20			
						100,	000	H30. 5. 21			
						100,	000	H30. 6. 20			
						100,	000	H30. 7. 20			
						100,	000	H30. 8. 20			
						100,	000	H30. 9. 20			
						100,	000	H30. 10. 22			
						100,	000	H30. 11. 20			
						100,	000	H30. 12. 20			
			木盛会			200,	000		千葉県船橋市西船4-14-12	糠信　雄司	
						100,	000	H30. 1. 22			
						100,	000	H30. 2. 20			
8	0	0	この頁の小計		1,	400,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合計				0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（７）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）							寄　附　者　の　区　分	法人その他の団体	
			団　体　の　名　称	金　　額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　　考	
			木盛会	1,000,000		千葉県船橋市西船4-14-12	糠信　雄司		
				100,000	H30. 3. 20				
				100,000	H30. 4. 20				
				100,000	H30. 5. 21				
				100,000	H30. 6. 20				
				100,000	H30. 7. 20				
				100,000	H30. 8. 20				
				100,000	H30. 9. 20				
				100,000	H30. 10. 22				
				100,000	H30. 11. 20				
				100,000	H30. 12. 20				
			㈱相川スリーエフ	120,000		千葉県船橋市湊町3-7-8	相川　一臣		
				30,000	H30. 1. 22				
				30,000	H30. 2. 20				
				60,000	H30. 3. 20				
8	0	0	この頁の小計	1,120,000					
8	1	0	その他の寄附	0	→ ※ 下記注意（2）参照。				
9	0	0	合　　計	0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（７）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）							寄　附　者　の　区　分	法人その他の団体		
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千 円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			㈱相川スリーエフ			480,000		千葉県船橋市湊町3-7-8	相川　一臣	
						30,000	H30. 4. 20			
						60,000	H30. 5. 21			
						60,000	H30. 6. 20			
						60,000	H30. 7. 20			
						50,000	H30. 8. 20			
						60,000	H30. 9. 20			
						50,000	H30. 10. 22			
						50,000	H30. 11. 20			
						60,000	H30. 12. 20			
			安達鉄工㈱			200,000		千葉県柏市大島田137	安達　俊治	
						60,000	H30. 7. 20			
						60,000	H30. 8. 20			
						50,000	H30. 9. 20			
						30,000	H30. 10. 22			
8	0	0	この頁の小計			680,000				
8	1	0	その他の寄附			0	→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合　計			0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（７）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）				寄　附　者　の　区　分	法人その他の団体	
	団　体　の　名　称	金　額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
	安達鉄工㈱	15,000		千葉県柏市大島田137	安達　俊治	
		10,000	H30.11.20			
		5,000	H30.12.20			
	いすみ硝子建材㈱	135,000		千葉県いすみ市大原1040	滝口　達也	
		5,000	H30.2.20			
		30,000	H30.6.20			
		20,000	H30.7.2			
		10,000	H30.8.20			
		10,000	H30.9.20			
		30,000	H30.10.22			
		20,000	H30.11.20			
		10,000	H30.12.20			
	岩崎電気工事㈱千葉支店	60,000		千葉県船橋市薬園台4-25-14	山下　倫彦	
		60,000	H30.8.20			
800	この頁の小計	210,000				
810	その他の寄附	0				
900	合　計	0				

→ ※ 下記注意（2）参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体		
			団体の名称	金額 十億	百万	千 円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			㈱内建装			240,000		千葉県船橋市二和東6-2-12-202	渡辺　浩貴	
						20,000	H30.1.22			
						20,000	H30.7.20			
						20,000	H30.8.20			
						60,000	H30.10.22			
						60,000	H30.11.20			
						60,000	H30.12.20			
			永大リースシステム㈱			75,000		東京都江戸川区中央4-17-11	大日向　かおる	
						30,000	H30.1.22			
						10,000	H30.4.20			
						5,000	H30.5.21			
						30,000	H30.6.20			
			江戸川木材工業㈱			15,000		東京都江東区新木場1-3-16	市川　英治	
						10,000	H30.1.22			
						5,000	H30.4.20			
8	0	0	この頁の小計			330,000				
8	1	0	その他の寄附			0	→ ※ 下記注意（2）参照。			
9	0	0	合計			0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体		
			団体の名称	金額 十億	百万	千 円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			江戸川木材工業㈱			95,000		東京都江東区新木場1-3-16	市川　英治	
						50,000	H30.5.21			
						10,000	H30.8.20			
						30,000	H30.9.20			
						5,000	H30.10.22			
			ALC工事㈱			110,000		東京都品川区東五反田1-6-3	森　久光	
						30,000	H30.5.21			
						40,000	H30.6.20			
						40,000	H30.7.20			
			㈱小黒組			170,000		東京都江東区亀戸2-17-15	千代田　則雄	
						30,000	H30.2.20			
						60,000	H30.3.20			
						20,000	H30.4.20			
						30,000	H30.5.21			
						30,000	H30.6.20			
8	0	0	この頁の小計			375,000				
8	1	0	その他の寄附			0	→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合計			0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（７）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）							寄　附　者　の　区　分	法人その他の団体		
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千 円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			㈱小黒組			115,000		東京都江東区亀戸2-17-15	千代田　則雄	
						60,000	H30. 7. 20			
						20,000	H30. 8. 20			
						20,000	H30. 9. 20			
						10,000	H30. 11. 20			
						5,000	H30. 12. 20			
			㈲金親商店			65,000		千葉県船橋市本町2-26-23	金親　功始	
						20,000	H30. 1. 22			
						5,000	H30. 3. 20			
						5,000	H30. 4. 20			
						10,000	H30. 5. 21			
						5,000	H30. 7. 20			
						5,000	H30. 9. 20			
						10,000	H30. 10. 22			
						5,000	H30. 12. 20			
8	0	0	この頁の小計			180,000				
8	1	0	その他の寄附			0	→ ※ 下記注意（2）参照。			
9	0	0	合　計			0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（７）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）							寄　附　者　の　区　分	法人その他の団体		
			団　体　の　名　称	金　額 十億	百万	千 円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			関東工営㈱			95,000		千葉県船橋市上山町3-617-7	八尋　英治	
						20,000	H30. 2. 20			
						20,000	H30. 5. 21			
						5,000	H30. 9. 20			
						50,000	H30. 10. 22			
			㈲川村左官工業			310,000		千葉県柏市塚崎1019-14	川村　貢	
						30,000	H30. 1. 22			
						30,000	H30. 2. 20			
						30,000	H30. 3. 20			
						30,000	H30. 4. 20			
						30,000	H30. 5. 21			
						30,000	H30. 6. 20			
						50,000	H30. 7. 20			
						50,000	H30. 8. 20			
						30,000	H30. 10. 22			
8	0	0	この頁の小計			405,000				
8	1	0	その他の寄附			0				
9	0	0	合　計			0				

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（７）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）				寄　附　者　の　区　分	法人その他の団体		
	団　体　の　名　称	金　額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考	
	㈲川村左官工業	60,000	〃	千葉県柏市塚崎1019-14	川村　貢		
		30,000	H30.11.20				
		30,000	H30.12.20	〃			
	技研興業㈱	140,000	〃	東京都杉並区阿佐谷南3-7-2	関　一郎		
		60,000	H30.1.22	〃			
		60,000	H30.2.20	〃			
		20,000	H30.3.20	〃			
	㈲建国兄父建具	155,000	〃	千葉県四街道市さちが丘1-22-14	兄父　能伸		
		5,000	H30.2.20	〃			
		20,000	H30.3.20	〃			
		20,000	H30.4.20	〃			
		30,000	H30.5.21	〃			
		30,000	H30.7.20	〃			
		30,000	H30.11.20	〃			
		20,000	H30.12.20	〃			
800	この頁の小計	355,000	〃				
810	その他の寄附	0	→ ※ 下記注意（2）参照。				
900	合　計	0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体	
			団体の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
			㈲剱持建設	190,000		千葉県船橋市西船3-7-6	剱持　浩二		
				20,000	H30. 2. 20				
				10,000	H30. 3. 20				
				30,000	H30. 5. 21				
				40,000	H30. 7. 20				
				30,000	H30. 8. 20				
				30,000	H30. 10. 20				
				30,000	H30. 11. 20				
			㈲五栄工業	60,000		千葉県白井市河原子字大割251-2	佐藤　尚幸		
				20,000	H30. 1. 22				
				5,000	H30. 2. 20				
				5,000	H30. 3. 20				
				20,000	H30. 5. 21				
				5,000	H30. 6. 20				
				5,000	H30. 8. 20				
8	0	0	この頁の小計	250,000					
8	1	0	その他の寄附	0					
9	0	0	合計	0					

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体		
			団体の名称	金額 十億	百万	千 円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			㈲五栄工業			45,000		千葉県白井市河原子字大割251-2	佐藤　尚幸	
						10,000	H30. 9. 20			
						5,000	H30. 10. 22			
						20,000	H30. 11. 20			
						10,000	H30. 12. 20			
			㈲コバヤシ			80,000		千葉県千葉市中央区今井2-12-1	小林　一範	
						20,000	H30. 1. 22			
						10,000	H30. 4. 20			
						30,000	H30. 5. 21			
						10,000	H30. 7. 20			
						10,000	H30. 8. 20			
			㈱サンレー			180,000		千葉県流山市南流山1-3-2	阿部　善信	
						60,000	H30. 1. 22			
						60,000	H30. 2. 20			
						60,000	H30. 3. 20			
8	0	0	この頁の小計			305,000				
8	1	0	その他の寄附			0	→ ※ 下記注意（2）参照。			
9	0	0	合計			0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（７）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）							寄　附　者　の　区　分	法人その他の団体	
			団　体　の　名　称	金　額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考	
			㈱サンレー	440,000		千葉県流山市南流山1-3-2	阿部　善信		
				60,000	H30. 4. 20				
				60,000	H30. 5. 21				
				50,000	H30. 6. 20				
				30,000	H30. 8. 20				
				60,000	H30. 9. 20				
				60,000	H30. 10. 22				
				60,000	H30. 11. 20				
				60,000	H30. 12. 20				
			㈱進栄	140,000		千葉県千葉市若葉区桜木2-6-2	浅野　茂春		
				10,000	H30. 2. 20				
				10,000	H30. 3. 20				
				10,000	H30. 4. 20				
				60,000	H30. 5. 21				
				50,000	H30. 6. 20				
8	0	0	この頁の小計	580,000					
8	1	0	その他の寄附	0		→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合　計	0		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体		
			団体の名称	金額 十億	百万	千 円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			㈱進栄			310,000	〃	千葉県千葉市若葉区桜木2-6-2	浅野　茂春	
						40,000	H30. 7. 20			
						50,000	H30. 8. 20			
						60,000	H30. 9. 20			
						40,000	H30. 10. 22			
						60,000	H30. 11. 20			
						60,000	H30. 12. 20			
			㈱ジャスティス			125,000	〃	千葉県四街道市大日2236-9	松﨑　領	
						30,000	H30. 5. 21			
						30,000	H30. 6. 20			
						5,000	H30. 8. 20			
						50,000	H30. 9. 20			
						10,000	H30. 12. 20			
			杉本興業㈱			60,000	〃	千葉県野田市上三ケ尾247-1	杉本　義幸	
						60,000	H30. 5. 21			
8	0	0	この頁の小計			495,000				
8	1	0	その他の寄附			0	→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合計			0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体	
			団体の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考
			杉本興業㈱	60,000		千葉県野田市上三ケ尾247-1		杉本　義幸	
				60,000	H30. 11. 20				
			㈱誠建	105,000		東京都江戸川区篠崎町2-51-21		鳥羽　誠一郎	
				30,000	H30. 2. 20				
				20,000	H30. 3. 20				
				20,000	H30. 10. 20				
				30,000	H30. 11. 20				
				5,000	H30. 12. 20				
			㈱壮陽電設	340,000		千葉県船橋市西船1-1-17		秋山　壮	
				60,000	H30. 2. 20				
				60,000	H30. 3. 20				
				100,000	H30. 4. 20				
				30,000	H30. 5. 21				
				60,000	H30. 6. 20				
				30,000	H30. 10. 22				
8	0	0	この頁の小計	505,000					
8	1	0	その他の寄附	0	→ ※ 下記注意（2）参照。				
9	0	0	合計	0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）							寄　附　者　の　区　分	法人その他の団体	
			団　体　の　名　称	金　額（十億 百万 千 円）		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			㈱壮陽電設		30,000	〃	千葉県船橋市西船1-1-17	秋山　壮	
					30,000	H30.11.20			
			㈲創装		235,000	〃	千葉県柏市大島田625-27	遠藤　端基	
					30,000	H30.1.22			
					5,000	H30.2.20			
					10,000	H30.3.20			
					30,000	H30.4.20			
					30,000	H30.5.21			
					10,000	H30.6.20			
					20,000	H30.7.20			
					20,000	H30.8.20			
					30,000	H30.9.20			
					20,000	H30.10.22			
					30,000	H30.12.20			
8	0	0	この頁の小計		265,000	〃			
8	1	0	その他の寄附		0	→	※ 下記注意（2）参照。		
9	0	0	合　計		0	→	※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）					寄附者の区分	法人その他の団体	
	団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
	㈱田中工務店	190,000	〃	千葉県船橋市前原東3-9-12	田中　正宏		
		30,000	H30. 2. 20				
		60,000	H30. 3. 20				
		50,000	H30. 5. 21				
		50,000	H30. 11. 20				
	㈱タカネザワナイソウ工業	105,000	〃	千葉県柏市十余二287-663	高根沢　純一		
		30,000	H30. 1. 22				
		5,000	H30. 2. 20				
		30,000	H30. 3. 20				
		30,000	H30. 4. 20				
		10,000	H30. 6. 20				
	泰明工業㈱	73,000	〃	千葉県千葉市中央区星久喜町886-1	秋山　俊美		
		50,000	H30. 5. 21				
		20,000	H30. 7. 20				
		3,000	H30. 9. 20				
800	この頁の小計	368,000	〃				
810	その他の寄附	0	→	※ 下記注意(2)参照。			
900	合計	0	→	※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（７）寄附の内訳　（法人その他の団体）								寄附者の区分	法人その他の団体		
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			泰明工業㈱			100,	000		千葉県千葉市中央区星久喜町886-1	秋山　俊美	
						40,	000	H30. 10. 22			
						60,	000	H30. 12. 20			
			大同建材産業㈱			90,	000		船橋市海神町南1-1599	青木　俊宏	
						60,	000	H30. 2. 20			
						30,	000	H30. 3. 20			
			㈲大謙興業			275,	000		千葉県柏市根戸480-19	大塚　友信	
						20,	000	H30. 1. 22			
						60,	000	H30. 2. 20			
						50,	000	H30. 3. 20			
						20,	000	H30. 4. 20			
						30,	000	H30. 5. 21			
						30,	000	H30. 6. 20			
						60,	000	H30. 10. 22			
						5,	000	H30. 12. 20			
8	0	0	この頁の小計			465,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合計				0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意 (1) **本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2) 年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）				寄附者の区分	法人その他の団体			
			団体の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			東武工業㈱	230,000	／	千葉県船橋市東船橋5-21-14	鶴岡　信彦	
				20,000	H30.1.22			
				30,000	H30.2.20			
				20,000	H30.3.20			
				20,000	H30.4.20			
				60,000	H30.5.21			
				60,000	H30.6.20			
				20,000	H30.7.20			
			㈱藤吉	165,000	／	東京都葛飾区奥戸4-14-11	藤田　吉昭	
				5,000	H30.4.20			
				30,000	H30.5.21			
				10,000	H30.6.20			
				10,000	H30.7.20			
				60,000	H30.8.20			
				50,000	H30.9.20			
8	0	0	この頁の小計	395,000	／			
8	1	0	その他の寄附	0	→ ※ 下記注意（2）参照。			
9	0	0	合計	0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体	
			団体の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考
			㈱藤吉	105,000	〃	東京都葛飾区奥戸4-14-11		藤田　吉昭	
				40,000	H30.10.22				
				50,000	H30.11.20				
				15,000	H30.12.20				
			㈲成田工務店	100,000	〃	千葉県船橋市松が丘3-10-2		成田　芳光	
				5,000	H30.2.20				
				20,000	H30.3.20				
				20,000	H30.4.20				
				20,000	H30.5.21				
				5,000	H30.10.22				
				20,000	H30.11.20				
				10,000	H30.12.20				
			㈱鳴島重機工業	15,000	〃	千葉県市川市原木2267-5		鳴島　清次	
				10,000	H30.1.22				
				5,000	H30.2.20				
8	0	0	この頁の小計	220,000	〃				
8	1	0	その他の寄附			→ ※ 下記注意（2）参照。			
9	0	0	合計			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（７）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）							寄　附　者　の　区　分	法人その他の団体	
			団　体　の　名　称	金　額（十億・百万・千・円）	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備　考
			㈱鳴島重機工業	45,000	／	千葉県市川市原木2267-5		鳴島　清次	
				5,000	H30. 3. 20				
				10,000	H30. 7. 20				
				10,000	H30. 8. 20				
				10,000	H30. 9. 20				
				5,000	H30. 10. 22				
				5,000	H30. 12. 20				
			㈲西川塗装店	230,000	／	千葉県千葉市若葉区愛生町26-3		西川　昇	
				10,000	H30. 4. 20				
				40,000	H30. 5. 21				
				60,000	H30. 6. 20				
				50,000	H30. 7. 20				
				20,000	H30. 8. 20				
				30,000	H30. 10. 22				
				20,000	H30. 11. 20				
8	0	0	この頁の小計	275,000	／				
8	1	0	その他の寄附		→ ※ 下記注意（2）参照。				
9	0	0	合　計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）								寄附者の区分		法人その他の団体	
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			㈲西川塗装店			30,	000		千葉県千葉市若葉区愛生町26-3	西川　昇	
						30,	000	H30.12.20			
			㈱日本機材			140,	000		千葉県市川市相之川4-15-11	内山　清士	
						20,	000	H30.1.22			
						10,	000	H30.2.20			
						20,	000	H30.3.20			
						10,	000	H30.4.20			
						20,	000	H30.5.21			
						30,	000	H30.8.20			
						10,	000	H30.9.20			
						5,	000	H30.10.22			
						10,	000	H30.11.20			
						5,	000	H30.12.20			
			㈱日東			20,	000		千葉県千葉市緑区古市場町474-290	阿久津　範夫	
						20,	000	H30.4.20			
8	0	0	この頁の小計			190,	000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分			法人その他の団体	
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			㈱日東			60,	000	〃	千葉県千葉市緑区古市場町474-290	阿久津　範夫	〃
						40,	000	H30. 7. 20			
						20,	000	H30. 8. 20			
			㈱西村組			220,	000	〃	千葉県我孫子市新々田105-1	西村　辰博	
						40,	000	H30. 1. 22			
						30,	000	H30. 2. 20			
						60,	000	H30. 3. 20			
						60,	000	H30. 4. 20			
						30,	000	H30. 5. 21			
			糠信瀝青㈱			135,	000	〃	千葉県船橋市藤原6-27-3	糠信　雄司	
						5,	000	H30. 3. 20			
						20,	000	H30. 4. 20			
						30,	000	H30. 5. 21			
						30,	000	H30. 6. 20			
						50,	000	H30. 7. 20			
8	0	0	この頁の小計			415,	000	〃			
8	1	0	その他の寄附					→	※ 下記注意（2）参照。		
9	0	0	合計					→	※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体		
			団体の名称	金額 十億	百万	千 円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			糠信瀞青㈱			170,000		千葉県船橋市藤原6-27-3	糠信　雄司	
						50,000	H30. 8. 20			
						30,000	H30. 9. 20			
						60,000	H30. 10. 22			
						30,000	H30. 11. 20			
			㈱野間工務店			270,000		千葉県八千代市八千代台北1-10-7	野間　薫	
						60,000	H30. 1. 22			
						60,000	H30. 2. 20			
						60,000	H30. 3. 20			
						60,000	H30. 4. 20			
						30,000	H30. 5. 21			
			㈲光電気サービス			95,000		千葉県市川市宮久保1-27-3	中村　光男	
						30,000	H30. 6. 20			
						60,000	H30. 7. 20			
						5,000	H30. 8. 20			
8	0	0	この頁の小計			535,000				
8	1	0	その他の寄附							
9	0	0	合計							

→ ※ 下記注意（2）参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体		
			団体の名称	金額 十億	百万	千 円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			文化シャッター㈱船橋営業所			60,000	〃	千葉県船橋市本町6-19-5 〃	茂木　哲哉	〃
						20,000	H30.1.22			
						30,000	H30.6.20			
						10,000	H30.12.20			
			㈱平成建設工業			600,000	〃	千葉県船橋市滝台2-6-13 〃	近藤　勇	〃
						60,000	H30.2.20			
						60,000	H30.3.20			
						60,000	H30.4.20			
						60,000	H30.5.21			
						60,000	H30.6.20			
						60,000	H30.7.20			
						60,000	H30.9.20			
						60,000	H30.10.22			
						60,000	H30.11.20			
						60,000	H30.12.20			
8	0	0	この頁の小計			660,000				
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意（2）参照。			
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体	
			団体の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考
			本清鋼材㈱	150,000	／	千葉県松戸市上本郷4564		本清　剛史	
				10,000	H30. 2. 20				
				60,000	H30. 3. 20				
				30,000	H30. 4. 20				
				20,000	H30. 5. 21				
				30,000	H30. 6. 20				
			㈱誠圧送	65,000	／	千葉県市川市大野町2-909		板橋　誠	
				5,000	H30. 2. 20				
				5,000	H30. 3. 20				
				10,000	H30. 4. 20				
				20,000	H30. 5. 21				
				5,000	H30. 6. 20				
				10,000	H30. 7. 20				
				5,000	H30. 8. 20				
				5,000	H30. 9. 20				
8	0	0	この頁の小計	215,000	／				
8	1	0	その他の寄附						
9	0	0	合計						

→ ※ 下記注意（2）参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分			法人その他の団体	
			団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			㈱誠圧送			20,	000		千葉県市川市大野町2-909	板橋　誠	
						10,	000	H30. 10. 22			
						10,	000	H30. 11. 20			
			丸井産業㈱			90,	000		千葉県船橋市高瀬町66-5	下瀬　ゆみ子	
						10,	000	H30. 1. 22			
						20,	000	H30. 3. 20			
						10,	000	H30. 4. 20			
						20,	000	H30. 5. 21			
						5,	000	H30. 6. 20			
						10,	000	H30. 7. 20			
						5,	000	H30. 8. 20			
						10,	000	H30. 10. 22			
			宮原建工㈱			80,	000		千葉県船橋市南本町1-12	宮原　茂	
						30,	000	H30. 4. 20			
						50,	000	H30. 5. 20			
8	0	0	この頁の小計			190,	000				
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体		
			団体の名称	金額 十億	百万	千 円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			宮原建工㈱			130,000	〃	千葉県船橋市南本町1-12 〃	宮原　茂 〃	
						50,000	H30. 7. 20			
						20,000	H30. 9. 20			
						10,000	H30. 10. 22			
						50,000	H30. 12. 20			
			光孝建設㈱			300,000	〃	千葉県千葉市花見川区畑2881 〃	坂本　孝之 〃	
						20,000	H30. 1. 22			
						30,000	H30. 2. 20			
						60,000	H30. 3. 20			
						30,000	H30. 4. 20			
						30,000	H30. 5. 21			
						20,000	H30. 6. 20			
						60,000	H30. 7. 20			
						30,000	H30. 8. 20			
						20,000	H30. 9. 20			
8	0	0	この頁の小計			430,000	〃			
8	1	0	その他の寄附				→	※ 下記注意(2)参照。		
9	0	0	合計				→	※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体	
			団体の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考
			光孝建設㈱	110,000		千葉県千葉市花見川区畑2881		坂本　孝之	
				30,000	H30.10.22				
				50,000	H30.11.20				
				30,000	H30.12.20				
			㈱溝口工務店	120,000		大阪府門真市三ツ島3-6-29		溝口　守	
				60,000	H30.6.20				
				60,000	H30.7.20				
			村上工業㈱	115,000		東京都国立市西2-20-6		村上　隆秀	
				60,000	H30.1.20				
				20,000	H30.3.20				
				10,000	H30.4.20				
				20,000	H30.5.21				
				5,000	H30.12.20				
			㈱モリカワ板金	60,000		千葉県野田市下三ケ尾42		森川　文明	
				60,000	H30.2.20				
8	0	0	この頁の小計	405,000					
8	1	0	その他の寄附		→ ※ 下記注意（2）参照。				
9	0	0	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。）

政党(支部)用

（7）寄附の内訳（法人その他の団体）							寄附者の区分	法人その他の団体		
			団体の名称	金額 十億	百万	千 円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			㈱モリカワ板金			230,000		千葉県野田市下三ケ尾42	森川　文明	
						30,000	H30. 3. 20			
						30,000	H30. 8. 20			
						60,000	H30. 9. 20			
						60,000	H30. 10. 22			
						50,000	H30. 12. 20			
			レオ工業㈱			120,000		千葉県市原市新生532-1	金丸　大悟	
						60,000	H30. 9. 20			
						40,000	H30. 10. 22			
						20,000	H30. 12. 20			
			㈱日華			100,000		東京都府中市多磨町2-1-1	宇都宮　秀仁	
						100,000	H30. 2. 5			
8	0	0	この頁の小計			450,000				
8	1	0	その他の寄附			1,531,000				
9	0	0	合計			14,199,000				

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) **本表は、政党（の支部）が使用するものである。**
(2) 年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その３－２）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティー）

			政治資金パーティーの名称	金額 十億	百万	千	円	開催年月日	開催場所（所在地及び施設名）	備考
			木村てつや君を励ます会		14,	450,	000	H30. 11. 13	千葉県船橋市本町7-11-1　船橋グランドホテル	
8	0	0	この頁の小計		14,	450,	000			
9	0	0	合計 D		14,	450,	000			

注意(1)収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー（特定パーティー）については、本表のほか表(その10)も提出すること。
(2)20万円超の購入者がいる場合には、表(その11-1)～(その11-3)にその内容を記載すること。
また、あっせんによって20万円超の収入（売上）を集めた者がいる場合には、表(その12-1)～(その12-3)にあっせんの内容を記載すること。
(3)他の政治団体と共同で開催した場合には、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			自由民主党本部		2,	000,	000	H30. 4. 27	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党本部		2,	000,	000	H30. 6. 11	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党本部		2,	000,	000	H30. 7. 31	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党本部		2,	000,	000	H30. 10. 31	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党本部		2,	000,	000	H30. 12. 11	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党本部		2,	000,	000	H30. 12. 25	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党広島県第三選挙区支部			200,	000	H30. 3. 6	広島県広島市安佐南区安東2-1-22	
			自由民主党広島県第三選挙区支部			200,	000	H30. 9. 6	広島県広島市安佐南区安東2-1-22	
			自由民主党広島県第三選挙区支部			200,	000	H30. 12. 12	広島県広島市安佐南区安東2-1-22	
			自由民主党本部			200,	000	H30. 6. 12	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党本部			200,	000	H30. 12. 11	東京都千代田区永田町1-11-23	
8	0	0	この頁の小計		13,	000,	000			
9	0	0	合計 F		13,	000,	000			

（その６）

（６）その他の収入

	摘要	金額	収入年月日	備考
800	この頁の小計			
810	１件10万円未満のもの	245,199		→※10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。
900	合計 G	245,199		

注意．預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、１件10万円未満の収入については、「１件１０万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

（その10）

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳

			特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
			木村てつや君を励ます会	十億 百万 千 円 14,450,000	625人	H30.11.13	千葉県船橋市本町7-11-1 船橋グランドホテル	
8	0	0	この頁の小計	14,450,000				
9	0	0	合計	14,450,000				

注意(1)この用紙には、収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー（特定パーティー）について記載するものであること。
(2)報告書に記載すべき年の前年以前において収受されたものがある場合には、これらのパーティーに係る「備考」欄に、収入の金額及び対価の支払いをした者の数を記載すること。
(3)他の政治団体と共同で開催した場合には、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

（その11-2）　法人その他の団体

(11)政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	政治資金パーティーの名称	木村てつや君を励ます会
	対価の支払をした者の区分	法人その他の団体

			対価の支払をした団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			㈱相川スリーエフ			400,	000	H30. 10. 22	千葉県船橋市湊町3-7-8	相川　一臣	
			㈱サンレー			400,	000	H30. 10. 22	千葉県流山市南流山１-3-2	阿部　善信	
			㈱平成建設工業			500,	000	H30. 10. 22	千葉県船橋市滝台2-6-13	近藤　勇	
8	0	0	この頁の小計			1,	300, 000				
9	0	0	合計			1,	300, 000				

注意(1)対価の支払いが20万円超の法人その他の団体（政治団体は別掲）購入者がいる場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。
(2)報告書に記載すべき年の前年以前に対価の支払いが20万円超の法人その他の団体購入者がいる場合は、当該対価の支払いをした者に係る「備考」欄にその金額及び年月日を記載すること。

（その13-1）

3．支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表

項目					金額 十億	百万	千	円	備考
1 経常経費									
	(1) 人件費	0	1	0			16,776	279	
	(2) 光熱水費	0	2	0			315	402	
	(3) 備品・消耗品費	0	3	0			5,252	369	
	(4) 事務所費	0	4	0			6,868	676	
小計 ((1)～(4))		8	0	0			29,212	726	
2 政治活動費					十億	百万	千	円	
	(1) 組織活動費	0	5	0			6,952	224	
	(2) 選挙関係費	0	6	0				0	
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	0	7	0			5,579	648	←
（内訳）	ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0					※(080)行から(110)行の合計を、(070)行に記載すること
（内訳）	イ 宣伝事業費	0	9	0			2,970	459	※(080)行から(110)行の合計を、(070)行に記載すること
（内訳）	ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	0	0			2,609	189	※(080)行から(110)行の合計を、(070)行に記載すること
（内訳）	エ その他の事業費	1	1	0					※(080)行から(110)行の合計を、(070)行に記載すること
	(4) 調査研究費	1	2	0			17	138	
	(5) 寄附・交付金	1	3	0			662	640	
	(6) その他の経費	1	4	0					
小計 ((1)～(6))		8	0	1			13,211	650	うち本部・支部間の交付金合計 662,640 円
合計		9	0	0			42,424	376	←(800)行と(801)行の合計を記載すること。

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は表（その14）、（その15-1）及び（その15-2）の注意書きを参照。

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15-1)	政治活動費内訳書(その15-2)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出 「コピー後により複写した領収書の写し」が必要	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）	1件5万円以上の支出 「コピー後により複写した領収書の写し」が必要	不要 ※資金管理団体は必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要

（その14-1）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	光熱水費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
水道光熱費			28	810	H30.1.31	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
水道光熱費			21	200	H30.2.28	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
水道光熱費			25	930	H30.3.30	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
水道光熱費			23	070	H30.4.27	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
水道光熱費			23	310	H30.5.31	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
水道光熱費			20	332	H30.6.29	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
水道光熱費			21	110	H30.7.31	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
水道光熱費			31	040	H30.8.31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			33	510	H30.9.28	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			44	542	H30.10.31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			19	526	H30.11.30	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			23	022	H30.12.28	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費								
この頁の小計			315	402				
その他の支出				0				
合計			315	402				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
リース車両費			51,	732	H30.1.4	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリンカード			77,	846	H30.1.4	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
会館用家電			62,	380	H30.1.12	ビックカメラ赤坂見附駅店	東京都港区赤坂3-1-6	
社用車消耗品			28,	203	H30.1.22	ジェームス東習志野店	習志野市東習志野7-4-10	
消耗品代			39,	885	H30.1.29	アスクル	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	
事務用品			47,	546	H30.1.31	㈱大塚商会	船橋市葛飾町2-340	
ガソリンカード			116,	445	H30.2.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
リース車両費			175,	500	H30.2.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
シュレッダー代			50,	274	H30.2.15	㈱カントー	東京都港区芝公園3-5-26	
消耗品代			64,	714	H30.2.27	アスクル	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	
リース車両費			92,	988	H30.3.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリンカード			104,	442	H30.3.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
PC代			86,	162	H30.3.16	デル㈱	神奈川県川崎市幸区堀川町580番地	
この頁の小計			998,	117				
その他の支出				0				
合計				0				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
カメラ他			73,	485	H30. 3. 27	株式会社ビックカメラ	東京都新宿区新宿3-29-1	
消耗品代			11,	418	H30. 3. 27	アスクル	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	
リース車両費			92,	988	H30. 4. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリンカード			112,	988	H30. 4. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
タイヤ交換代			150,	000	H30. 4. 10	イエローハット西船橋店	船橋市山野町2-1	
コーヒー			12,	420	H30. 4. 23	ネスレネスプレッソ株式会社	東京都品川区東五反田２丁目１０−２	
動画作成ソフト代			13,	005	H30. 4. 24	アスクネット㈱	東京都中央区日本橋兜町5-1	
消耗品代			17,	151	H30. 4. 27	アスクル	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	
ガソリンカード			75,	129	H30. 5. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
リース車両費			92,	988	H30. 5. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリンカード			92,	988	H30. 6. 4	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
リース車両費			100,	271	H30. 6. 4	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
消耗品代			10,	620	H30. 6. 27	アスクル	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	
この頁の小計			855,	451				
その他の支出				0				
合計				0				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳						項目別区分	備品・消耗品費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ガソリンカード			83,	304	H30. 7. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
リース車両費			92,	988	H30. 7. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
インパクト代			49,	000	H30. 7. 25	㈲金親商店	船橋市本町2-26-23	
消耗品代			14,	161	H30. 7. 27	アスクル	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	
リース車両費			92,	988	H30. 8. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリンカード			112,	508	H30. 8. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
会館用外付けハードドライバー			29,	999	H30. 8. 20	株式会社カントー港区支店	東京都港区芝公園3-5-26	
消耗品代			41,	030	H30. 8. 27	アスクル	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	
社用車購入		1,	000,	000	H30. 8. 31	三宅 賢太郎	東京都荒川区南千住3-40-10-903	
ガソリンカード			87,	843	H30. 9. 3	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
リース車両費			92,	988	H30. 9. 3	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代			10,	001	H30. 9. 16	中外石油 白髭橋SS	東京都荒川区南千住3-12-9	
長3封筒（1000部）			12,	960	H30. 9. 27	株式会社パーシモン	東京都世田谷区上用賀5-25-24	
この頁の小計		1,	719,	770				
その他の支出				0				
合計				0				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳						項目別区分	備品・消耗品費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
消耗品代			29,	512	H30. 9. 27	アスクル	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	
リース車両費			92,	988	H30. 10. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリンカード			94,	148	H30. 10. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
名刺印刷代			21,	600	H30. 10. 15	株式会社パーシモン	東京都世田谷区上用賀5-25-24	
消耗品代			30,	240	H30. 10. 15	一栄㈱	名古屋市西区あし原町245	
消耗品代			85,	287	H30. 10. 29	アスクル	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	
リース車両費			92,	988	H30. 11. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリンカード			102,	140	H30. 11. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
社用車費			44,	230	H30. 11. 21	トヨタカローラ千葉㈱	千葉市美浜区幸町1-6-3	
コピー機カウンター料金			12,	855	H30. 11. 29	㈱グロースライフ	東京都千代田区三崎町3-6-5 6階	
消耗品代			32,	860	H30. 11. 29	アスクル	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	
サポート料			15,	444	H30. 11. 30	デル㈱	神奈川県川崎市幸区堀川町580番地	
リース車両費			92,	988	H30. 12. 3	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
この頁の小計			747,	280				
その他の支出								
合計								

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ガソリンカード			154,	580	H30.12.3	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
消耗品代			41,	433	H30.12.27	アスクル	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	
この頁の小計			196,	013				
その他の支出			735,	738				
合計			5, 252,	369				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳						項目別区分	事務所費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電話料金			21,	320	H30.1.4	デンワ88(NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
コピー機リース料金			20,	736	H30.1.4	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
携帯通話料			33,	630	H30.1.4	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
システムメンテナンス作業			285,	420	H30.1.31	ファストワークス㈱	千葉市中央区市場町2-13	
大塚駐車場			12,	000	H30.1.31	㈱湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
西船橋駐車場			13,	000	H30.1.31	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
堀江駐車場			35,	000	H30.1.31	㈱湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
高架下駐車場			13,	000	H30.1.31	㈲船橋高架下管理協会	船橋市湊町1-22	
2月湊町事務所家賃			86,	400	H30.1.31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
2月湊町事務所管理費			21,	600	H30.1.31	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
電話料金			41,	367	H30.1.31	デンワ88(NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
コピー機リース料金			20,	736	H30.1.31	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
携帯通話料			29,	111	H30.1.31	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
この頁の小計			633,	320				
その他の支出				0				
合計				0				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
コピー機リース料			21	060	H30.2.5	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
社用車保険料			116	300	H30.2.26	朝日火災海上保険㈱	東京都千代田区神田美土代町7番地	
電話料金			29	051	H30.2.28	デンワ88（NTTファイナンス）	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
コピー機リース料金			20	736	H30.2.28	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
携帯通話料			31	751	H30.2.28	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
顧問料			19	558	H30.2.28	境野真紀社会保険労務士事務所	船橋市海神町3-119	
3月湊町事務所管理費			21	600	H30.2.28	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
堀江駐車場			35	000	H30.2.28	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
高架下駐車場			13	000	H30.2.28	㈲船橋高架下管理協会	船橋市湊町1-22	
大塚駐車場			12	000	H30.2.28	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
西船橋駐車場			13	000	H30.2.28	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
3月湊町事務所家賃			86	400	H30.2.28	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
切手代			19	680	H30.3.6	船橋習志野台五郵便局	船橋市習志野台5-20-8	
この頁の小計			439	136				
その他の支出				0				
合計				0				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
社用車保険料			132,	780	H30. 3. 26	朝日火災海上保険㈱	東京都千代田区神田美土代町7番地	
発送料			21,	780	H30. 3. 28	船橋郵便局	船橋市南本町７－１７	
4月湊町事務所管理費			21,	600	H30. 3. 30	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
顧問料			19,	558	H30. 3. 30	境野真紀社会保険労務士事務所	船橋市海神町3-119	
駐車場契約更新料			19,	440	H30. 3. 30	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
大塚駐車場			12,	000	H30. 3. 30	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
西船橋駐車場			13,	000	H30. 3. 30	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
堀江駐車場			35,	000	H30. 3. 30	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
高架下駐車場			13,	000	H30. 3. 30	㈲船橋高架下管理協会	船橋市湊町1-22	
4月湊町事務所家賃			86,	400	H30. 3. 30	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
電話料金			16,	253	H30. 4. 2	デンワ88（NTTファイナンス）	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
コピー機リース料金			20,	736	H30. 4. 2	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1　世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
携帯通話料			21,	572	H30. 4. 2	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
この頁の小計			433,	119				
その他の支出				0				
合計				0				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
システムメンテナンス作業			180,	500	H30. 4. 7	ファストワークス㈱	千葉市中央区市場2-13	
顧問料			19,	558	H30. 4. 27	境野真紀社会保険労務士事務所	船橋市海神町3-119	
システムメンテナンス作業			91,	020	H30. 4. 27	ファストワークス㈱	千葉市中央区市場2-13	
5月湊町事務所管理費			21,	600	H30. 4. 27	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
年末調整手続代行料			10,	800	H30. 4. 27	税理士法人松井会計	船橋市葛飾町2-341-3	
西船橋駐車場			13,	000	H30. 4. 27	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
大塚駐車場			12,	000	H30. 4. 27	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
5月湊町事務所家賃			86,	400	H30. 4. 27	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
堀江駐車場			35,	000	H30. 4. 27	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
高架下駐車場			13,	000	H30. 4. 27	㈲船橋高架下管理協会	船橋市湊町1-22	
電話料金			24,	726	H30. 5. 1	デンワ88（NTTファイナンス）	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
コピー機リース料金			20,	736	H30. 5. 1	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
携帯通話料			24,	229	H30. 5. 1	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
この頁の小計			552,	569				
その他の支出				0				
合計				0				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
PHS代			11,	046	H30.5.28	セディナ(ワイモバイル)	東京都江東区新砂1-8-2 東水工ビル７Ｆ	
電話料金			17,	188	H30.5.31	デンワ88(NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
コピー機リース料金			20,	736	H30.5.31	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
携帯通話料			22,	164	H30.5.31	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
顧問料			39,	116	H30.5.31	境野真紀社会保険労務士事務所	船橋市海神町3-119	
システムメンテナンス作業			112,	620	H30.5.31	ファストワークス㈱	千葉市中央区市場2-13	
6月湊町事務所管理費			44,	064	H30.5.31	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
社用車費			117,	130	H30.5.31	加賀谷商会	市川市二俣1-2-1-307	
大塚駐車場			12,	000	H30.5.31	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
西船橋駐車場			13,	000	H30.5.31	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
高架下駐車場			13,	000	H30.5.31	㈲船橋高架下管理協会	船橋市湊町1-22	
堀江駐車場			35,	000	H30.5.31	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
6月湊町事務所家賃			165,	240	H30.5.31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
この頁の小計			622,	304				
その他の支出				0				
合計				0				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
顧問料			19,	558	H30. 6. 29	境野真紀社会保険労務士事務所	船橋市海神町3-119	
監査費			108,	000	H30. 6. 29	税理士法人松井会計	船橋市葛飾町2-341-3	
システムメンテナンス作業			92,	560	H30. 6. 29	ファストワークス㈱	千葉市中央区市場2-13	
7月湊町事務所管理費			44,	064	H30. 6. 29	木村総業㈱	船橋市西船4-18-14	
駐車場更新料			13,	000	H30. 6. 29	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
大塚駐車場			12,	000	H30. 6. 29	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
堀江駐車場			35,	000	H30. 6. 29	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
高架下駐車場			13,	000	H30. 6. 29	㈲船橋高架下管理協会	船橋市湊町1-22	
7月湊町事務所家賃			165,	240	H30. 6. 29	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
電話料金			17,	510	H30. 7. 2	デンワ88（NTTファイナンス）	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
コピー機リース料金			20,	736	H30. 7. 2	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1　世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
携帯通話料			21,	425	H30. 7. 2	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
電話料金			22,	039	H30. 7. 31	デンワ88（NTTファイナンス）	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
この頁の小計			584,	132				
その他の支出				0				
合計				0				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
コピー機リース料金			20,	736	H30.7.31	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
携帯通話料			23,	221	H30.7.31	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
西船橋駐車場			13,	000	H30.7.31	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
高架下駐車場			13,	000	H30.7.31	㈲船橋高架下管理協会	船橋市湊町1-22	
大塚駐車場			12,	000	H30.7.31	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
堀江駐車場			35,	000	H30.7.31	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
8月湊町事務所家賃			165,	240	H30.7.31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
8月湊町事務所管理費			44,	064	H30.7.31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
印刷代			32,	400	H30.7.31	アドユニバース㈱	千葉市中央区新千葉3-1-7	
顧問料			19,	558	H30.7.31	境野真紀社会保険労務士事務所	船橋市海神町3-119	
システムメンテナンス作業			46,	280	H30.7.31	ファストワークス㈱	千葉市中央区市場2-13	
発送費			18,	552	H30.8.31	船橋郵便局	船橋市南本町７－１７	
発送費			15,	540	H30.8.31	船橋習志野台五郵便局	船橋市習志野台5-20-8	
この頁の小計			458,	591				
その他の支出				0				
合計				0				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電話料金			25,	997	H30.8.31	デンワ88(NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
コピー機リース料金			20,	736	H30.8.31	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
携帯通話料			20,	111	H30.8.31	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
堀江駐車場			35,	000	H30.8.31	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
西船橋駐車場			13,	000	H30.8.31	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
高架下駐車場			13,	000	H30.8.31	㈲船橋高架下管理協会	船橋市湊町1-22	
大塚駐車場			12,	000	H30.8.31	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
システムメンテナンス作業			44,	740	H30.8.31	ファストワークス㈱	千葉市中央区市場2-13	
顧問料			19,	558	H30.8.31	境野真紀社会保険労務士事務所	船橋市海神町3-119	
9月湊町事務所管理費			44,	064	H30.8.31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
9月湊町事務所家賃			165,	240	H30.8.31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
発送費			87,	290	H30.9.6	船橋郵便局	船橋市南本町７－１７	
レターパック代			12,	750	H30.9.21	船橋郵便局	船橋市南本町７－１７	
この頁の小計			513,	486				
その他の支出				0				
合計				0				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（２） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
社用車保険料			99	330	H30.9.23	三井住友海上火災保険㈱	船橋市浜町2-1-1	
システムメンテナンス作業			46	280	H30.9.28	ファストワークス㈱	千葉市中央区市場2-13	
顧問料			19	558	H30.9.28	境野真紀社会保険労務士事務所	船橋市海神町3-119	
10月湊町事務所管理費			44	064	H30.9.28	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
10月湊町事務所家賃			165	240	H30.9.28	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
西船橋駐車場			13	000	H30.9.28	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
高架下駐車場			13	000	H30.9.28	㈲船橋高架下管理協会	船橋市湊町1-22	
大塚駐車場			12	000	H30.9.28	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
堀江駐車場			35	000	H30.9.28	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
発送費			62	162	H30.10.1	船橋東郵便局	船橋市習志野台2－50－12	
発送費			64	176	H30.10.1	船橋郵便局	船橋市南本町７－１７	
電話料金			19	821	H30.10.1	デンワ88(NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
コピー機リース料金			20	736	H30.10.1	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1　世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
この頁の小計			614	367				
その他の支出				0				
合計				0				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
携帯通話料			21,	212	H30. 10. 1	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
駐車場契約			33,	474	H30. 10. 4	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
発送費			10,	200	H30. 10. 23	船橋本町郵便局	船橋市本町4-37-12	
切手代			28,	700	H30. 10. 30	船橋郵便局	船橋市南本町７－１７	
電話料金			18,	845	H30. 10. 31	デンワ88(NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
コピー機リース料金			20,	736	H30. 10. 31	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
携帯通話料			21,	149	H30. 10. 31	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
11月湊町事務所家賃			165,	240	H30. 10. 31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
11月湊町事務所管理費			44,	064	H30. 10. 31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
顧問料			19,	558	H30. 10. 31	境野真紀社会保険労務士事務所	船橋市海神町3-119	
システムメンテナンス作業			69,	420	H30. 10. 31	ファストワークス㈱	千葉市中央区市場2-13	
西船橋駐車場			13,	000	H30. 10. 31	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
大塚駐車場			12,	000	H30. 10. 31	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
この頁の小計			477,	598				
その他の支出				0				
合計				0				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
高架下駐車場			13,	000	H30.10.31	㈲船橋高架下管理協会	船橋市湊町1-22	
堀江駐車場			47,	000	H30.10.31	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
切手代			18,	500	H30.11.6	船橋本町郵便局	船橋市本町4-37-12	
電話料金			25,	494	H30.11.30	デンワ88(NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
コピー機リース料金			20,	736	H30.11.30	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
携帯通話料			20,	267	H30.11.30	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
システムメンテナンス作業			69,	420	H30.11.30	ファストワークス㈱	千葉市中央区市場2-13	
顧問料			19,	558	H30.11.30	境野真紀社会保険労務士事務所	船橋市海神町3-119	
12月湊町事務所家賃			165,	240	H30.11.30	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
12月湊町事務所管理費			44,	064	H30.11.30	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
大塚駐車場			12,	000	H30.11.30	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
西船橋駐車場			13,	000	H30.11.30	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
堀江駐車場			47,	000	H30.11.30	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
この頁の小計			515,	279				
その他の支出				0				
合計				0				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
高架下駐車場			13,000	H30.11.30	㈲船橋高架下管理協会	船橋市湊町1-22	
1月湊町事務所家賃			165,240	H30.12.28	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
1月湊町事務所管理費			44,064	H30.12.28	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
システムメンテナンス作業			46,280	H30.12.28	ファストワークス㈱	千葉市中央区市場2-13	
顧問料			19,558	H30.12.28	境野真紀社会保険労務士事務所	船橋市海神町3-119	
高架下駐車場			13,000	H30.12.28	㈲船橋高架下管理協会	船橋市湊町1-22	
大塚駐車場			12,000	H30.12.28	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
西船橋駐車場			13,000	H30.12.28	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
堀江駐車場			47,000	H30.12.28	㈲湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
この頁の小計			373,142				
その他の支出			651,633				
合計			6,868,676				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （交際費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交際費			43	740	H30.1.5	船福	船橋市本町6-21-1	
交際費			11	670	H30.1.11	㈱鉄道会館グランスタ　浅草今半	東京都千代田区丸の内1-9-1	
交際費			48	000	H30.1.18	東魁楼本館	船橋市本町4-36-17	
交際費			20	432	H30.1.24	しゃぶしゃぶ　いっとう	千葉市美浜区ひび野1-14	
交際費			16	632	H30.2.18	ホテルニューオータニ幕張	千葉市美浜区ひび野2-120-3	
交際費			26	780	H30.2.22	家庭料理の店　菜	船橋市前原東1-4-24	
交際費			12	100	H30.3.6	赤坂新小笹すし	東京都港区赤坂2-14-8	
交際費			21	172	H30.3.6	てにをは	東京都港区赤坂5-4-9	
交際費			13	000	H30.3.7	赤坂四川飯店	東京都千代田区平河町2-5-5全国旅館会館5・6F	
交際費			11	178	H30.3.14	DEAN & DELUCA GRANSTA	東京都千代田区丸の内1-9-1	
交際費			11	750	H30.3.17	ワインショップ・エノテカ東京駅グランスタ丸の内店	東京都千代田区丸の内1-6-1丸の内センタービルディング9F	
交際費			36	800	H30.3.19	農産加工千葉榮	茨城県東茨城郡大洗町船渡631	
交際費			12	474	H30.3.27	ホテルニューオータニ幕張	千葉市美浜区ひび野2-120-3	
この頁の小計			285	728				
その他の支出				0				
合計				0				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （交際費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交際費			20	844	H30.4.3	河内屋酒販㈱船橋店	船橋市北本町1-3-1	
交際費			18	015	H30.4.14	てにをは	東京都港区赤坂5-4-9	
交際費			12	528	H30.4.23	叶 匠壽庵	東京都千代田区丸の内1-5-1	
交際費			22	000	H30.5.10	株式会社初花	東京都文京区大塚5-30-7-202	
交際費			15	500	H30.5.22	新小笹すし	東京都港区赤坂2-14-8	
交際費			12	000	H30.5.25	新小笹すし	東京都港区赤坂2-14-8	
交際費			15	720	H30.5.29	株式会社初花	東京都文京区大塚5-30-7-202	
交際費			13	920	H30.6.7	日本料理　月村	東京都世田谷区下馬5-7-14	
交際費			13	000	H30.6.18	吉野家　永田町１丁目店	東京都千代田区永田町1-7-1本館西側付属家内	
交際費			30	810	H30.7.9	株式会社鉄道会館グランスタ銀座甘楽	東京都千代田区丸の内1-9-1	
交際費			11	180	H30.7.10	セブンイレブン衆議院第2議員会館店	東京都千代田区永田町2-1-2	
交際費			26	800	H30.7.11	東魁楼本館	船橋市本町4-36-17	
交際費			43	326	H30.7.13	ピーロート・ジャパン㈱	東京都港区港南2-13-31	
この頁の小計			255	643				
その他の支出				0				
合計				0				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （交際費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交際費			20	220	H30.7.23	梅の花　船橋東武百貨店	船橋市本町7-1-1	
交際費			23	840	H30.7.26	香香刀削面	船橋市湊町2-1-21	
交際費			16	500	H30.8.28	㈱かねか苑葬祭	埼玉県羽生市東6-6-4	
交際費			74	500	H30.9.10	株式会社ヤマザキ　ヤマザキプラザ市川店	千葉県市川市市川1-9-2	
交際費			27	579	H30.9.28	東魁楼本館	船橋市本町4-36-17	
交際費			126	468	H30.10.6	株式会社三越伊勢丹三越日本橋本店	東京都中央区日本橋室町1-4-1	
交際費			23	760	H30.10.6	株式会社三越伊勢丹三越日本橋本店	東京都中央区日本橋室町1-4-1	
交際費			90	090	H30.10.15	東魁楼本館	船橋市本町4-36-17	
交際費			22	680	H30.11.3	ブルーブルーエ　津田沼パルコ店	船橋市前原西2-18-1	
交際費			30	840	H30.11.8	株式会社鉄道会館　東京駅グランスタ丸の内店	東京都千代田区丸の内1-6-1 丸の内センタービルディング９階	
交際費			20	115	H30.11.21	株式会社ヤマザキ　ヤマザキプラザ市川店	千葉県市川市市川1-9-2	
交際費			29	973	H30.11.21	銀だこ鉄板道場　東急プラザ赤坂店	東京都千代田区永田町2-14-3 東急プラザ赤坂B1F	
交際費			10	400	H30.11.28	株式会社　初花	東京都文京区大塚5-30-7-202	
この頁の小計			516	965				
その他の支出				0				
合計				0				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （交際費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交際費			15	000	H30.12.2	㈱高橋造花店	新潟県三条市本町1-1-25	
交際費			12	375	H30.12.7	株式会社鉄道会館　鎌倉小川軒	東京都千代田区丸の内1-9-1	
この頁の小計			27	375				
その他の支出			892	511				
合計		1	978	222				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （渉外費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会費			15,	000	H30. 1. 1	船橋大神宮社務所	船橋市宮本5-2-1	
会費			15,	000	H30. 1. 3	船橋大神宮社務所	船橋市宮本5-2-1	
会費			15,	000	H30. 1. 5	㈱千葉日報社	千葉市中央区中央4-14-10	
会費			15,	000	H30. 1. 8	㈱小田原工務店OK会	船橋市海神1-31-32	
会費			12,	000	H30. 1. 10	千葉県クリーニング生活衛生同業組合	千葉市美浜区幸町2-19-21	
会費			12,	000	H30. 1. 23	千葉県美容業環境衛生同業組合船橋支部	船橋市飯山満町2-627	
会費			12,	000	H30. 2. 1	実践倫理宏正会	東京都千代田区九段北1-14-1	
会費			20,	000	H30. 2. 5	鷹之政経フォーラム	東京都千代田区永田町2-1-1　衆議院議員会館417号室	
会費			20,	000	H30. 2. 9	滝口ひろし後援会一心会	船橋市咲が丘4-20-40	
会費			20,	000	H30. 2. 15	衆議院議員そのうら健太郎君を励ます会	東京都千代田区永田町2-2-1	
会費			30,	000	H30. 3. 5	自由民主党千葉県国会議員秘書会	千葉市中央区市場町2-13	
会費			20,	000	H30. 3. 6	衆議院議員しげもと護君を育てる会	京都府京都市左京区下鴨高木町9番地福助ビル1階自由民主党京都府第２選挙区支部内	
会費			12,	000	H30. 3. 7	翼の会	船橋市薬円台3-20-1	
この頁の小計			218,	000				
その他の支出				0				
合計				0				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （渉外費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会費			15,	000	H30. 3. 19	傘の会	船橋市湊町1-14-17	
会費			12,	000	H30. 3. 22	霊友会第八支部	大阪府羽曳野市桃山台2-4-1	
会費			20,	000	H30. 3. 23	金子俊平君を励ます会事務局	東京都千代田区永田町2-1-2	
会費			15,	000	H30. 3. 23	世界平和女性連合	東京都目黒区東山3-1-11	
会費			20,	000	H30. 4. 12	明日の日本を語る会	東京都千代田区永田町2－1－2衆議院第2議員会館314	
会費			20,	000	H30. 4. 18	牧原秀樹君を励ます会事務局	東京都千代田区永田町2－2－1-1116	
会費			20,	000	H30. 4. 23	至幸会	東京都千代田区永田町2－1－2衆議院第2議員会館315	
会費			20,	000	H30. 4. 24	鷹之政経フォーラム	東京都千代田区永田町2－2－1衆議院第1議員会館417	
会費			20,	000	H30. 5. 17	自由民主党千葉県第十三選挙区支部	千葉県印西市木下南2-10-9	
会費			20,	000	H30. 5. 22	くまだ裕通君と歩む会2018実行委員会	東京都千代田区永田町2-1-2-508	
この頁の小計			182,	000				
その他の支出								
合計								

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2)政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (渉外費)

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
会費			20,	000	H30. 5. 24	自由民主党千葉県第８選挙区支部	千葉県柏市正連寺373-3	
会費			20,	000	H30. 5. 27	衆議院議員田中ひでゆき君と共に語る集い事務局	京都府京都市右京区西院三蔵町35辻田ビル２階	
会費			20,	000	H30. 5. 28	自由民主党千葉県第九選挙区支部	千葉県千葉市若葉区若松町360-21	
会費			20,	000	H30. 5. 28	政経良友会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館521号	
会費			20,	000	H30. 5. 29	泉田裕彦政治経済防災研究会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館914号室	
会費			80,	000	H30. 5. 31	船橋市自衛隊協力会	船橋市薬園台3-20-1　習志野駐屯地	
会費			20,	000	H30. 6. 4	自由民主党千葉県第6選挙区支部	千葉県松戸市松戸新田592	
会費			20,	000	H30. 6. 4	自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部	千葉市中央区市場町2-13	
会費			20,	000	H30. 6. 6	日本の夢創造機構	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第2議員会館1208号	
会費			20,	000	H30. 6. 18	佐藤正久後援会	東京都新宿区市谷本村町3-20 新盛堂ビル4F	
会費			13,	650	H30. 6. 25	株式会社アップロード	東京都千代田区神田小川町1-11 金子ビル5F	
この頁の小計			273,	650				
その他の支出								
合計								

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （渉外費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会費			20	000	H30. 7. 4	自由民主党千葉県第十選挙区支部	成田市花崎町787-1	
会費			20	000	H30. 7. 10	現代日本研究会	東京都千代田区永田町2-1-1　参議院議員会館1105号室	
会費			20	000	H30. 7. 13	自由民主党奈良県第一選挙区支部	奈良県奈良市西大寺南町1-3	
会費			20	000	H30. 7. 26	高木けい君と国政を語る会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館310号室	
会費			20	000	H30. 7. 30	自由民主党千葉県参議院選挙区第七支部	千葉県千葉市中央区中央4-12-12	
会費			12	000	H30. 8. 31	船橋中央ライオンズクラブ	船橋市本町1-10-10　船橋商工会議所5階	
会費			111	000	H30. 8. 31	船橋中央ライオンズクラブ	船橋市本町1-10-10　船橋商工会議所5階	
会費			20	000	H30. 10. 1	自由民主党千葉県参議院選挙区第六支部	八千代市大和田新田310	
会費			20	000	H30. 10. 4	穴見陽一後援会	大分県大分市大字宮崎867-18	
会費			12	000	H30. 10. 6	（一般）法政大学校友会	東京都千代田区九段北3-2-3	
会費			20	000	H30. 10. 23	大岡敏孝を支える会	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館619号室	
この頁の小計			295	000				
その他の支出								
合計								

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （渉外費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会費			20	000	H30.10.23	ほさかやすし君を育てる会事務局	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館908号室	
会費			20	000	H30.10.27	伸葉会	大網白里市大網155	
会費			20	000	H30.10.31	千葉県神社庁	千葉市中央区都町1117-107	
会費			20	000	H30.11.1	社会保障政策懇話会	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館902号室	
会費			20	000	H30.11.12	自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部	千葉県千葉市中央区市場町2-13 千葉自由民主会館301号	
会費			20	000	H30.11.12	朝日健太郎と輝く日本をつくる会	東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館620号室	
会費			20	000	H30.11.13	上野宏史君を励ます会	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館919号室	
会費			12	000	H30.11.19	山口のり子後援会事務局	八千代市緑が丘西2-12-6-901	
会費			18	000	H30.11.19	国際ソロプチミスト船橋	船橋市本町7-11-1	
会費			18	000	H30.11.19	国際ソロプチミスト船橋	船橋市本町7-11-1	
会費			18	000	H30.11.19	国際ソロプチミスト船橋	船橋市本町7-11-1	
この頁の小計			206	000				
その他の支出								
合計								

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （渉外費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会費			20,	000	H30. 11. 26	松野ひろかず君を励ます会	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館502号	
会費			20,	000	H30. 11. 26	自由民主党千葉県第一選挙区支部	千葉市中央区中央4-13-31	
会費			20,	000	H30. 11. 27	こやり隆史政経フォーラム事務局	東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館716号室	
会費			20,	000	H30. 11. 27	千葉県山田としお後援会	千葉市中央区新千葉3-2-6	
会費			10,	800	H30. 11. 29	昭和興業㈱	市川市八幡2-1-3	
会費			100,	000	H30. 12. 2	法哲会	船橋市馬込西2-15-23	
会費			20,	000	H30. 12. 11	高村正大君を囲む会	東京都千代田区永田町2-2-1-701	
会費			20,	000	H30. 12. 11	自由民主党千葉県富津市第1支部	富津市金谷2180	
会費			20,	000	H30. 12. 21	本田太郎政策研究所	京都府宮津市鶴賀2109-19	
会費			20,	000	H30. 12. 21	自由民主党千葉県第九選挙区支部	千葉市若葉区若松町360-21	
この頁の小計			270,	800				
その他の支出		1,	841,	900				
合計		3,	287,	350				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （交通費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ETC代			50	920	H30. 1. 4	セゾン(㈱クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代			24	310	H30. 2. 5	セゾン(㈱クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代			19	710	H30. 3. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			22	570	H30. 3. 5	セゾン(㈱クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
タクシー代			10	080	H30. 3. 13	大和自動車㈱	東京都江東区猿江2-16-31	
ETC代			36	060	H30. 4. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			36	410	H30. 4. 4	セゾン(㈱クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代			19	590	H30. 5. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			44	710	H30. 5. 7	セゾン(㈱クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代			30	080	H30. 6. 4	セゾン(㈱クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代			43	840	H30. 6. 4	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
航空券代議連研修交通費			33	480	H30. 6. 15	JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第１議院会館B4	
この頁の小計			371	760				
その他の支出								
合計								

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （交通費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ETC代			31	480	H30.7.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			30	430	H30.7.4	セゾン(㈱クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代			42	950	H30.8.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			36	610	H30.8.6	セゾン(㈱クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
タクシー代			11	550	H30.8.20	NEMOTO TAXI	東京都新宿区百人町4-8-2	
ETC代			15	810	H30.9.3	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			30	710	H30.9.4	セゾン(㈱クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代			41	710	H30.10.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			35	610	H30.10.4	セゾン(㈱クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代			52	980	H30.11.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			40	670	H30.11.5	セゾン(㈱クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ハイヤー代			36	660	H30.11.22	東京エムケイ株式会社	東京都港区東新橋1-3-9 第四小田ビル3階	
この頁の小計			407	170				
その他の支出								
合計								

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （交通費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ETC代			44,	570	H30.12.3	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			54,	210	H30.12.4	セゾン(株)クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
この頁の小計			98,	780				
その他の支出			808,	942				
合計			1,	686, 652				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　７．寄附・交付金 （４．）宣伝事業費　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （宣伝事業費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
チラシ代			17	507	H30.1.11	㈱ネットプロテクションズ	東京都中央区銀座1-10-6	
チラシ代			37	896	H30.3.6	㈱ネットプロテクションズ	東京都中央区銀座1-10-6	
チラシ代			31	449	H30.5.9	㈱ネットプロテクションズ	東京都中央区銀座1-10-6	
印刷代			10	800	H30.5.23	株式会社パーシモン	東京都世田谷区上用賀5-25-24	
チラシ代			18	058	H30.6.7	㈱ネットプロテクションズ	東京都中央区銀座1-10-6	
チラシ代			32	702	H30.7.11	㈱ネットプロテクションズ	東京都中央区銀座1-10-6	
チラシ代			28	555	H30.8.8	㈱ネットプロテクションズ	東京都千代田区麹町4-2-6	
ポスター等			631	800	H30.8.31	アドユニバース㈱	千葉市中央区新千葉3-1-7	
チラシ代			20	898	H30.9.7	㈱ネットプロテクションズ	東京都千代田区麹町4-2-6	
封筒他			59	400	H30.9.28	アドユニバース㈱	千葉市中央区新千葉3-1-7	
チラシ代			184	907	H30.10.2	㈱ネットプロテクションズ	東京都千代田区麹町4-2-6	
印刷代			32	400	H30.10.31	アドユニバース㈱	千葉市中央区新千葉3-1-7	
チラシ代			22	540	H30.11.7	㈱ネットプロテクションズ	東京都千代田区麹町4-2-6	
この頁の小計		1	128	912				
その他の支出								
合計								

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、9060000906000コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 (4.) 宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （宣伝事業費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
撮影費			50,	000	H30.11.12	石橋絵	千葉県浦安市猫実1-14-25	
名刺他			189,	000	H30.11.30	アドユニバース㈱	千葉市中央区新千葉3-1-7	
印刷代			880,	416	H30.12.28	アドユニバース㈱	千葉市中央区新千葉3-1-7	
自由民主他			705,	456	H30.12.28	㈱パーシモン	東京都世田谷区上用賀5-25-24	
この頁の小計		1,	824,	872				
その他の支出			16,	675				
合計		2,	970,	459				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　⑥．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （調査研究費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	17,138				
合計	17,138				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　(7)．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （寄付・交付金）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄付金	30,000	H30. 3. 19	自由民主党千葉県木更津市第一支部	千葉県木更津市塩浜1-17-58	
寄付金	30,000	H30. 4. 15	自由民主党千葉県市川市第五支部	千葉県市川市鬼越2-5-8	
寄付金	602,640	H30. 12. 28	自由民主党船橋市支部	千葉県船橋市湊町1-2-21	
この頁の小計	662,640				
その他の支出	0				
合計	662,640				

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-2）

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分 政治資金パーティー 開催事業費（パーティーの名称： 木村てつや君を励ます会 ）				
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
印刷物作成代	556,200	H30.9.28	アドユニバース㈱	千葉県千葉市中央区新千葉3-1-7	
会場代	1,701,751	H30.11.30	船橋グランドホテル	船橋市本町7-11-1	
総理君ノート代金	351,238	H30.11.30	㈱エルディアイ	東京都千代田区麹町5-2-1	
この頁の小計	2,609,189				
その他の支出	0				
900 合計	2,609,189				

※1　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

※2　複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

注意　(1)　本表には、政治資金パーティー開催事業費について、パーティーごとに別葉にして記載すること。（同名のパーティーでも開催日が異なる場合は別葉とすること。）
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

	支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
	寄付金	30,000	H30. 3. 19	自由民主党千葉県木更津市第一支部	千葉県木更津市塩浜1-17-58	
	寄付金	30,000	H30. 4. 15	自由民主党千葉県市川市第五支部	千葉県市川市鬼越2-5-8	
	寄付金	602,640	H30. 12. 28	自由民主党船橋市支部	千葉県船橋市湊町1-2-21	
800	この頁の小計	662,640				
900	合計	662,640				

(その17)

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備　考
ア　土　地	□	☑	
イ　建　物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

注意 (1) すべての団体が提出するものであること。
(2) 団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3) 「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表 (その18) に記載すること。

全団体必要

（その20）

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑ 領収書等の写し

☑ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 **元** 年 **5** 月 **27** 日

政治団体の名称　**自由民主党千葉県第四選挙区支部**

会計責任者の氏名　**田草川　勇**　田草川 印

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　印）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

令和　元年　５月２３日

自由民主党千葉県第四選挙区支部
　代表　木村　哲也　殿

登録政治資金監査人　[redacted]
登　録　番　号　第　４８３３　号
研修修了年月日　平成２７年3月１９日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、自由民主党千葉県第四選挙区支部の平成３０年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）　この政治資金監査は、自由民主党千葉県第四選挙区支部の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。

（１）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

（別記）

（１）別添の「領収書等亡失等一覧表」

３　業務制限

自由民主党千葉県第四選挙区支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、自由民主党千葉県第四選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上